

非違を犯したといふので、是れが又喧しい問題となつた。即ち家族又は辯護士と相談するの餘地をも與へずして、妙齡の處女を、突然其勤務先より、警視廳に連れ行き、剩へ長時間の訊問を爲すが如きは誠に許すべからざる所爲ではないかといふのである。

そこで下院に於て、又一議員が政府攻撃の火蓋を切り、コリンズ警部長を査問に附すべしとの動議を提出した。忽ち大多數の賛成する所となり、各派の錚々たる領袖が交々起つて、大論戦が行はれた。

後に外務大臣に任ぜられた彼のサイモン氏の如きは、

「父兄の承諾を経ずして未婚の子女を警察へ連れ行くが如き亂暴なる行爲が、官憲の手に依つて容易く行はれるとすれば、娘を持つ者は一日も安んじては居られまい。既に裁判所に於て無罪を宣告せられたる事件につき、本人を喚問するとは何事ぞ。若し必要あらば、辯護士に就て取調べればよいではないか。又斯くの如き事件の爲めに五時間の長きに亘つて訊問を重ねるなどは以ての外の事である。此の際事情の如何を問ふの必要はない。此の三個の非行のみを以てするも、吾々は斷じて之を黙過することは出来ない」と痛論したのであつた。

政府も遂に議院の要求に従ひ、サーツイッジ嬢の喚問に係る警察官の非行を審理せしむる爲

め早速特別裁判所を設けることにした。

審理の結果裁判官は、警部長側の辯明を採用して、是等の行爲は多年警視廳の執り來れる慣行の範圍に止まり、特に人權蹂躪を以て目すべき程度のものにあらずと判定した。

然るに判事の一人は之に反対し、小數意見を提出して、警視廳の處置は、正に人權蹂躪の行爲にして市民の權利を脅威するものであると述べ、尙檢察行政の全般に亘つて此の際徹底的に、調査を遂ぐるの要ありといふ意見をも附加へた。

此の判定の發表を見るや、又々下院に於て、激烈なる論議を捲起し、結局政府に於て、勅命委員會を設け、人權擁護の爲めに警察制度の改善策を、調査研究せしむることになつたのである。

若し斯くの如き事件が、我國の社會に起つたとしたならば如何であらうか。

固より世人は市井の一瑣事として、何等の注意も拂ふまい。又議會の問題として取上ぐるが如き議員もなからう。若しありとしても、議場は之を笑殺するであらう、それが英國の議會では、天下の大事件として、各黨の領袖が陣頭に起つて、其の非違を糾弾して止まなかつたのである。

我國の議會に於ては、檢事警察官等の、拷問凌虐行爲に關する、幾多の事實を擧げて、之を當局に質さんとする場合に於ても、其議員の言論に對して、議會を法廷化するものであるなど、冷評する者さへ、少くない有様である。



斯くの如き實情を以てして、果して法治國の人民たる資格ありと、言ひ得るであらうか。人權蹂躪の跡を斷ち、生命財産名譽の安固を全くするは、尙前途望洋の嘆なきを得ない。

### 五 官憲の非違を匡正するは誰か

非違、不法の處置に對する匡正は誰れがするのであらう。今回の事件の如きは、司法檢察陣の中に殘虐なる不法行爲——人權蹂躪の事實あることは明瞭であるが、併し之を糾斷し、匡正する國家的機關は何ものもない。事件を取扱つて事實の真相を最も良く知る裁判官は、公訴事實の有無を裁判するに過ぎず、檢察陣の非違を糾斷したり、匡正策を講じたりする人ではない。立會檢事は、公訴事實維持の爲には寧ろ此非違を蔽はんとする立場に置かれてゐる。辯護人は各被告の擁護者としてのみ動き、被害者である被告は全然無力な存在である。一體誰がこの國家的缺陷を匡正するのであらうか。一般社會人は、今日と雖も司法檢察當局を絶対に信用し、當局の爲すが儘に任せてゐる。今回の事件中私の見聞する範圍に於て、被害者被告に直接する總ての人々は、被告の人格を知り、事情を理解し、非常なる同情者ではあるが、檢察當局の非違に對しては之を匡正する爲の積極的努力を拂ふとはしない。國家の政治に參與し得べき上層の地位に在る人々は、既にこの缺陷を知悉してゐる。併し、それがために却て極度の畏怖を感じ、觸らぬ神に崇りなすと云ふ明哲保身の術に隱

れむとする。缺陷も知り、憤慨もし、匡正を欲してはゐるが、其矢面に立つことだけは御免だと云ふのである。檢察當局の上層部は缺陷を知ると、訓辭を連發するのみで、而も其訓辭が必ず守られてゐるものと過信し、萬一それを遵奉せざる者を發見しても、將來その絶滅を期するだけの效果ある處分を講じない。結局檢察陣の城壁内にあつて非違を行ふ者は「怖いものなし」と云ふことになつて、此雰圍氣の中に養はれ、遂に習ひ性となつて、恰も法律の圏外に在るか如き行動を、何の憚る所もなく行ふやうになつて居る。斯くの如き状態では司法檢察陣の非違匡正は、百年河清を待つが如きものであると思ふ。

私は今村力三郎先生の「帝人事件辯論」の序文を読んで、甚だしく私の心を打つものがあつた。特に先生の許を得て爰に轉載する。

### 序

茲に犯罪ありて斯に捜査權の活動あり。捜査權ありて後犯罪あるに非ず。爬羅を快とし、剔抉を能とし、風なきに波を起し、火なきに煙を揚ぐ。法章は之を高閣に束ね、人權は之を泥土に委す。犯さずして緋緋の辱を受け、罪なくして罔罔の人と爲る。是れを舊幕時代岡ツ引根性の捜査權行使とす。

吾人、生を明治、大正、昭和の聖代に享け、臣民の權利は、國家の大憲を以て保障せられ、萬民



其業に安んじ、以て無邊の皇恩に浴す。何の幸福か之に如んや。然りと雖も、法は、元、死物、之を活用するは人に在り。若、夫、昭和の聖代に於て、專制の酷吏に倣ふものあらんか、法治の名に於て、暴治の實を行ふものなり。

大日本帝國憲法は、特に司法の一章を設け、裁判の神聖にして重要な國務たる所以を示し給へり。然るに、裁判に干與する檢事にして、搜查權を濫用して、無實を誣ひ、依て以て、時の内閣を顛覆せしめたるものありしは、實に天地容れざるの惡業なり。斯る非理、非法、不義、背徳の徒は、今後固より其跡を斷つべしと信するも、藥にして之を絶たずんば、殃を千載に貽すの患あり、予は將來の禍根を艾除し、我同胞と共に永く法治國民たる幸福を享受せんことを希ふと同時に、既往の責任者に處決を促すの戰書として、本書の上梓に賛意を表す。

昭和十二年明治佳節

今村力三郎識

## 六 拷問關係官吏に對する司法處置

拷問警察官に對する司法處置は極めて不可解なるものである。今回の事件で拷問のあつた事は檢察當局も認めざるを得なくなつて、水道局關係公判に於て、時の立會檢事は其論告に當り次の如く

述べたのである。

一部警察官吏とは申せ、斯る不法なる取調を爲したる者のありし爲め、本件に非常なる暗影を投ずるに至りましたことは、誠に檢察界の痛恨事でありまして衷心より遺憾の意を表する次第であります。

又電氣局關係公判に於ては、時の檢事は其論告に當り次の如く述べてゐる。

警察官吏中に不穩當なる處置ありたる事は屢々前に述べたる所にして、本件捜査に暗影を投じたるかの觀を呈したるは頗る遺憾とする所にして、苟も犯罪捜査に當り此種の行爲は到底過去に於ても、現在に於ても、斷じて看過し得べからざるものなるのみならず、將來に於ては司法警察官の教養施設と相俟つて絶滅を期すべきものとす。

此論告に先ちて、各被告は公判審理に當り、拷問の結果其苦難を免るべく自供の形式をとるを餘儀なくさせられたのであつて、公訴の事實は斷じて無根の事であると訴へた。裁判長は拷問の有無を審理するため、拷問警察官を證人として公判廷に喚問し、被告との對質訊問を行つた。其際彼等は蚊の泣く様な小さな聲で、「拷問の事實なし」と答へたのである。然るに、右の檢事論告に依つて、證言は明かに偽證であつた事が公式に確認せられたことになつたに拘らず、檢事は之に對して起訴はしない。法が働かないのである。彼等は、公判廷に於て裁判長以下總員起立の下に、嚴に裁判長に



依つて讀み聞かされた宣誓書に署名をした上で、この偽證をしたのである。宣誓書には  
良。心。に。従。ひ。眞。實。を。述。べ。何。事。を。も。黙。秘。せ。ず。又。何。事。も。附。加。せ。ざ。る。こ。と。を。誓。ふ。

とある。この宣誓は誰に對してするのであらう。言ふ迄もなく、裁判は 天皇の御名に依つて行はれるのであるから、恐れ多くも 至尊に對し奉り誓ひを爲すものである。然るに、當路の官吏が此宣誓を蹂躪する範を示して居るのである。更に、竹上主任検事が「拷問なし」として公判廷を瞞着し去らんとせし行動に對しては、私の公判陳述に於て痛論した通りである。今村辯護士は帝人公判にて、證人として出廷した兩角豫審判事の行動の不信七ヶ條を列舉爆撃したる後、「良心に従つて」書いた上局への報告書と、「良心に従ひ」と宣誓しての證言と、明に矛盾する事を指摘して、「良心の一つも無いものも始末が悪いが、二つも三つもあるのも始末が悪いのであります」と面罵されて居る。此種の實例は可なり多く公々然と行はれて居るが、是れ實に、當路の官吏が公判の神聖を汚すもので、國家機關の威信を損する是より甚しき事は無い。此の如き白々しき非行が公許されて居る處は我國の今日に、司法部以外には斷じて無い事である。實に苦々しき奇怪事であると思ふ。是等検事警察官に對する官憲の處置が、如何に甚しく不徹底のものであるかは、昭和十三年三月十日横濱官民合同雪冤會の席上私の述べたる挨拶を参照されん事を望む。

私の挨拶

本日は、私共今回の事件に連坐致しました者の爲に斯くの如き盛大なる雪冤會を催され、全く横濱全市を擧げて御祝ひ下さる様な此の状況に接しましては、私は唯々感極つて御禮の言葉も無い次第であります。殊に、皆様より、事件中長らくの間、陰に陽に或は精神的に、或は物質的に慰撫激勵の御懇情を賜り、私共をして惡戰苦闘の後に今日あるを得せしめられたことは全く感銘の外ありません。此機會に厚く御禮を申し上げます。

次に私は事件に關する感想一、二を申述べたいと存じます。與へられた時間が極めて少いから問題を局限して申し上げます。

(一) 拷問事實に就て檢察當局の處置

今回の被告百三十八名の内約百名の者は警察に拘留され、其の内約五十名は恐るべき拷問に晒されたのであります。其内十七名が拷問刑事を相手として告訴を提起してゐるのであります。我々は適法に告訴を提起すれば、それ以上は當局が事實の真相を忠實公平に究明され、國家機關として適正なる御處置があるものと考へてゐたのであります。然るに、事實は全くそんな生やさしいものではありません。苟も檢察當局に都合の悪い事には全然法の發動をさせないのであります。少しも拷問の事實調査もせず、有力なる辯護人各位が何回となく當局を詰問されたけれどもヤレ提出が遅いとか、水掛論だとか云うて、本氣になつて運んで呉れない。遂に十一年九月二十



六日、某々有力なる辯護人各位が東京控訴院検事局松阪次席検事に膝詰談判をなし、囁附いたの  
 でありませぬ。私は敢て囁附いたと申上げます。物的證據を示して、これでも拷問がないと云ふの  
 かと囁附いたのであります。それならばよく調べ直して見ようと云ふことになり、嫌々乍ら調査  
 が始つたのであります。私は今回の事件が今日の如く明朗なる結末を告げたのは、此十一年九月  
 二十六日の囁付き談判に重要な基礎が置かれてゐるものと思ふのであります。調査すれば幾等  
 でも拷問事實が出て来る。遂に蓋をすることが出来なくなつて、公判廷に於て立會検事から、不  
 法行為があつたことは甚だ遺憾だ、と拷問事實を公認せざるを得ざるに至つたのであります。

扱、拷問其ものは國法に嚴禁する刑法上の罪であることは申す迄もありません。之を當局は如何  
 に處置されたかと云ふと、刑事連は上命下従の鐵則の下に手を加へたのであるから罰するのは氣  
 の毒だと云ふ理由と聞きますが、軽い行政處分、(一)轉任、(二)減俸、(三)辭職(免職に非ず)と  
 云ふ程度に終つてゐるのであります。然らば命令した上司は如何に處置されたか。是も(一)轉任  
 (二)辭職(免職に非ず)の程度であります。國法を犯した拷問の事實が嚴として存在し、而も當局  
 は之を公認して居り乍ら、罰せられたる刑法上の罪人がないのであります。全然國法の發動がな  
 いのであります。彼の二、二六事件で、兵卒は上命下従の下に銃を執つたとの理由で罰せられな  
 かつたが、一方命令した將校は死刑に處せられ、爰に事件の責任者が明にせられて、國民は兎も

角一應の納得が出来たのであります。然るに、我々の事件に於ては、拷問と云ふ明瞭なる犯罪を  
 認めながら之に對する責任者即ち罪人が一人もないと云ふことは、我々として何としても首肯す  
 ることが出来ないであります。今少しく國民の納得し得る様な御處置を私は切望するものであ  
 ります。

(二) 告訴に對する處置

昭和十一年四月四日、十七名の者が拷問に對する告訴を提起して居ります。之に對し前段申述  
 べました様な経過を経て、兎も角當局は拷問の實在を公認したのであります。併し告訴に對する  
 處置は今以て何等爲されてゐない。告訴提起後既に二箇年を経過してゐるのであります。事實は  
 認めてゐるのであるから、最早「未だ調査中」とは言へぬのであります。而も告訴は今尙握り潰  
 してあります。これでは法あつて法なきに同じで、法が全然働かぬのであります。却下するなり、  
 採用するなり、何故明朗なる態度に出でないのかと思ふのであります。元來、告訴は國民に與へら  
 れた一の安全辨であります。然るに此安全辨が錆び着いて了つてゐて、此儘でボイラーを使用し  
 てゐたのでは、誰が爆發の責任を負ふのでありませうか。法を私してゐると云ふ私の感じは決し  
 て無理でないと思ふのであります。富士山の八合目以上に登ると恐しい雷は脚下で鳴り狂ふ、人  
 間も其位置する所により法律は脚の下の方で鳴るばかりで其威力が身邊に及ばない、私は國法の



威力の圏外に居る一團が國民の中に有ると云ふ感が致すのであります。

私の申述べますことはこれで打切ります。本日の御厚意に對し深甚の敬意と謝意とを表し、厚く御禮を申し上げます。

### 七 非常識なる公訴事實の筋書

本事件の公訴事實は、本來空のものであるから、同じ捏造するにも、今少し巧に出来さうなものだと思はれる。然るに、其組立方が如何にも非常識亂暴極まるものであつて、普通の人が見れば、斯る事は實社會の事象としてはあり得ないことであると直ちに看取し得るものが多く、少くとも直に疑念を起すやうな筋書に組立てられてある。刑事や検事、特に豫審判事等は其道の玄人である。竹上主任検事は、「事件を第三者が如何に見るか」と云ふことが重要關心事だ」と述懐して居ると聞いてゐる。夫れならば何故に實社會に在り得るやうな筋書に作らないのであらうか。拷問の苦し紛れに、單に「貰ひました」「贈りました」と云ふ無實の陳述を、何處までも墨守して次々に尾緒を附けて作り上げるから、得體の知れぬ化物が出来上るのである。初から検事が捏造しようとしたのではないと解釋して見ると、悪意の創作でなくして無智の結果であると云ふことになる。併し、私は悪意とも無智とも思はない。唯如何様にでもよい、事件を叩き上げさへすれば、其儘で豫審も公判も

通過して行くものと、一途に盲信して来たためだと思ふ。此検事の考へ方が、最近の亂暴極まる筋書に由る事件創作頻發の原因であらう。要するに、自白の眞實性を少しも探究してゐない。國家機關たる職責上の良心の閃きが見えず、爲すべき當然の檢察が出来てゐないのである。

### 八 裁判に私心ありとの國民的常識

私は昭和十年五月十六日、百八十九日の刑務所生活から釋放せられて、初めて自己の味方であると思ふ人々に事件の眞相を語り得た。それは、辯護士、嘗て判檢事たりし人、名士、現に社會の上層に活動してゐる人々等であつた。是等の人々は悉く既往の私を信認せられ、事件を不慮の災難であると思ふ、深甚なる同情を賜つたのである。さてこの事件が如何に成り行くかと云ふ點になると全く異口同音に、「御氣の毒であるが第一審では到底駄目です。第二審に行けば何とか光明を見る。ことが出来るであらう」と云ふのであつた。云ふ迄もなく事實は一つである。白か、黒かである。

然るに、第一審は黒だ、第二審に行けば白になると云ふやうな事は、私には其意味が何んとしても諒解が出来ない。更に追及して見ると、「夫れは今日の刑事裁判に對する國民の常識である。又それが事實である」と云はれる。然らば其理由は何れにあるかと問ひ詰めると、其答の言葉は區々となり濁つて来る。之を総合すると、事件を檢舉して公訴を提起した検事と一つ屋根の下で行はれる裁



判は。檢事に氣兼ねをするが、第二審に於ては其氣兼ねがないからだと云ふ意味になる。併し是は又何たる奇怪なることであらうか。苟も裁判は 天皇の御名に依つて行はれる神聖至上のものであることは言ふ迄もない。それが白になつたり黒になつたりする。而も、これが刑事裁判に對する今日の國民的常識であり、且事實であると云ふに至つては、私は實に驚かざるを得なかつた。

公判が半ば進行した頃、關係辯護士數名の方に其感想を聞いて見た。「先づ無罪は三十名位は出るであらう。それ以上多くを望むことは無理である」と云ふのであつた。電氣局關係事件の公判も進行して全事件の事實審理が終つた際、重ねて其感想を聞いて見た。「成る程事件は全部空中樓閣であることが充分判明した、全く無實の捏造であることが判つた。此上は裁判長の腹一つだ、百名以上の無罪を出し得るか、唯裁判長の斷にある」と云ふのである。私は此言も亦諒解が出来なかつた。既に事實無根であり、空中樓閣であると云ふことを充分認識せられた人々が、尙且其裁判に對し、斷だの不斷だのと云ふ不安を持つてゐる。事實無根だと認識せられながら、何故無罪だと言ひ切る事が出来ぬのであらうか。爰にも亦裁判官が檢事の面目を丸潰しにするだけの勇斷があるか否か、則ち檢事に氣兼ねをするであらうとの濃厚なる疑念が潜在してゐることを、感得せられたのである。既往の事實か、慣習か、何ものかは知らぬが、こゝ迄裁判に對する國民的常識を不安に導いてゐると云ふことは、我國司法に對する絶大なる恥辱である。

或者は曰く、司法大臣になるには檢事出身でなければならぬ。貴族院に入るにも檢事上りでなければならぬと。私は其理由の何邊にあるやを知らぬが、現在の事實は正に其通りになつてゐる。今日我國の司法權が如何なる勢力の下に動きつゝあるかを察せられるのである。檢事の勢力が極度に強い、強きに過ぎる。如何なる不條理なことでも、如何なる非常識なことでも、一度檢事が、斯くと定めて叩き上げさへすれば、豫審も通る、或る程度公判も左右し得ると云ふ極端なる檢事獨善の思想が、近來頻發する帝人事件の如き、横濱事件の如き、集團放火事件の如き、更に目下繫屬中の某々事件の如き、極めて不可解なる事件を生み出してゐるのである。そは勾禁中に於ける私の體驗、檢事の態度や言語と照應して痛感せらるゝ所である。

然るに、帝人事件に藤井裁判長、我々の事件に中島裁判長の如き人ありて、是れ迄第一審は有罪である、夫れが國民的常識であり、多くの事實であつたと云ふ先例を一舉にして粉碎し、毅然として正義に終始せられた事は、是獨り我々のみの痛快事ではない。近時司法部内に鬱勃として燃え上つて來た一つの新興氣魄が感ぜらるゝのであつて、國家國民のため慶祝に堪へざる所である。

### 九 刑事補償と民事賠償

今回の事件で無罪の判決確定した者百二十名の中で刑事補償を出願したるもの七十餘名あると、



新聞紙は報じてゐる。是に關する法文を見るに、

刑事補償法

第一條第一項 刑事訴訟ニ依ル通常手續又ハ再審若ハ非常上告ノ手續ニ於テ無罪ノ言渡ヲ受ケタル者又ハ同法第三百十三條ノ規定ニ依リ免訴ノ言渡ヲ受ケタル者未決勾留ヲ受ケタル場合ニ於テハ國ハ其者ニ對シ勾留ニ因ル補償ヲ爲ス

第四條第二項 本人ノ故意又ハ重大ナル過失ニ因ル行爲ガ起訴、勾留、公判ニ付スル處分又ハ再審請求ノ原因ト爲リタルトキハ第一條第一項ノ補償ヲ爲サズ

被告百三十八名の中で、檢事聽取書、豫審訊問調書を通じて、完全に否認を通して來た者は、僅に八名に過ぎない。其他は殆んど全部が無實の自供に終つてゐるやうな形に出來上つてゐる。爰に於て「故意又ハ重大ナル過失」の解釋論が起つて來る。被告が無實の事を自白するから、檢察當局を誤らせ、事件を紛糾、永引かせたのであつて、其罪は被告にある。故に國家は補償の責任が無いと云ふのが從來の解釋であつたと云ふことである。是も一應の理窟はあるであらう。併し今回の事件では、かゝる解釋は所謂理窟であつて眞理ではない。法文に拘泥して其精神を忘れたもので、末梢的な解釋である。今回の事件は根本的に檢察當局が其觀察を誤つたものであり、而も其誤りを眞實化せんが爲に不法拷問の限りを盡したものである。自白と云ふも實は他白であることは、既に公

判で明瞭に證明せられた事である。是を大局的に觀察するならば、當然國家が補償すべきものであつて、兎角の理窟は之を容るゝ餘地のないものである。最近の實例としては城ヶ島集團放火事件と稱するものがある。二十五名の者が相談して保險金詐取の目的を以て放火し數十戸を焼いたと云ふ事件であるが、是は全部豫審免訴になつた。此事件も亦不法拷問に依つて捏造せられた事件であると云ふので、全部補償請求を提出した。併し二十五名の中、警察、檢事局、豫審廷を通じて否認を續けてゐた者は僅に六名に過ぎないのであるが、二十五名全部に對し補償金が交附せられた。即ち無實の自供者にも國が補償したのである。新聞紙は是に對し劃期的決定であると稱へてゐるが、固より當然の補償であると思ふ。

更に私は此城ヶ島事件に就て今少しく検討を進めて見たい。此二十五名の者は、何れも約一年半の永きに亙り拘留、勾禁せられたのであるが、其中否認組六名の者は拘留即ち警察の留置場に永く置かれてゐる。拷問の苦痛に堪へ兼ねて早く降参した者は早く刑務所の未決檻に收容せられた。處が、刑事補償法に據ると、勾留即ち刑務所に居つた期間に對し一日何圓と云ふ割合で補償せられるのであるから、結果から見ると、早く降参して拷問を少く受けた者が多く補償されて、警察署内に在つて不法拷問に抗し、正義保持の爲に長時日奮闘した者は少く補償された、と云ふ矛盾が生じてゐる。是を表示すれば實に次の如きものである。



城ヶ島放火事件(免訴)

絶對否認を貫徹せし人

姓名	警察へ曳かれし日	刑務所に收容の日	出保所日	警察拘留日数	刑務所勾留日数	一日當償	補償金額	被拘勾留日数
石橋 要吉	二・二・九日	二・六・五日	三・五・七日	二七日	三九日	二圓	七六圓	四七五
龜崎 嘉吉	〃	二・六・四日	三・五・八日	二六日	三九日	二圓	六九圓	四四五
星野 助三郎	〃	二・四・七日	〃	六日	三九日	二圓	七四圓	四四五
龜崎 庄八	〃	二・四・八日	〃	六日	三六日	二圓	七二圓	四四五
石橋 七三郎	二・四・三日	二・六・三日	〃	五日	三二日	二圓	六二圓	三八二
黒川 清右衛門	二・二・三日	二・五・七日	〃	一四日	三七日	二圓	六四圓	四五一
中途無實自供に陥入りし人								
加藤 嘉平太	二・二・九日	二・四・七日	三・五・七日	五	四七	二圓	一〇四・五圓	四七五
金子 鶴吉	〃	二・三・二〇日	〃	四〇	四三	二圓	八七・〇〇	四七五
金子 久三郎	〃	二・四・五日	三・五・八日	六	三九	二圓	七六・〇〇	四五五
葉山 平治	〃	二・三・四日	三・五・七日	二四	四五	三・〇〇	一三五・〇〇	四七五

川名 儀助	〃	二・二・六日	〃	一〇	四五	二・五〇	一、一六・五圓	四七五
外十四名								

此表を見て私の感想は、

一、本件は豫審免訴となつた事件である。少しでも疑はしき點があるならば必ず公判に附せられた事と思ふが、其程度の疑點さへも容れる事の出来ない事件であつた。かゝる内容に對して、何れも四百數十日無辜の良民を苦しめた事は、誠に聖代の痛恨事である。檢察事務に甚しき缺陷ある事を痛感させられる。

二、警察拘留が永きは百日以上に及んで居る。「檢束ハ翌日ノ日没後ニ至ルコトヲ得ズ」と云ふ現行法の下に此暴狀が天下御免で行はれて居る。法治國の實何れにありや。

三、本件には慘鼻を極むる拷問のあつた事も天下周知の事實である。是れを堪へ忍んだ六人の精神力には誠に敬服すると共に涙なきを得ない。

四、同じ日に曳かれ同じ日に保釋になつて居るに拘らず、補償金額が絶對否認者に却つて少くなつて居る事は表示の通りである。昭和十三年六月十日東京日々新聞で見ると、是等否認組が橋本裁判長に次の様な上申をしたと報じて居る。



(前略) 六名の者始めから否認し通して來ましたが、他の者が虚偽の申立をした爲私等六名は一方ならぬ拷問にあひ、今でも身體が元の様にはなりません。其爲刑務所へ收容されるのも遅れたので、今回の補償金が虚偽の申立をした者より少ない様な譯であります(中略)終ひ迄否認した者は拷問にあつた上金額の少ないのは如何なる譯でありますか。結局眞面目なものは馬鹿と云ふ様な譯でありませうか。私等は一同無學で法律の解釋がわかりませんから私等の納得行く様に御説明相成度御願申上ます。(後略)

私も亦、國民に納得の行く様な處置を切望するものである。

横濱事件に於て私に關した事件の中でも、淺野美作氏は、曳れた當日、警察署に於て係官に迎合して其日に釋放せられてゐるから拷問にも遇はず、自己の營業にも別段の支障を來してゐないが筈智友喜知氏は、警察署内で十日間極度の拷問を受け、百九十六日間刑務所に勾禁せられたので、其間廢業の止むなき状態に置かれたのである。今日の結果から見れば同じやうに「無罪」と云ふのであつて、このやうな事なら早く出鱈目を言つて、係官に迎合した方が苦難がなくて、利益だと云ふ結果になる。此點に就ては私も公判陳述中に、「國民は果して何れの途を執るべきか迷ひなきを得な」と述べたのである。之恰も城ヶ島事件に於ける補償の矛盾と同一轍である。

刑事補償法の立法者は、警察に於て今日の如き長期の不法監禁があらうとは思ふてゐなかつたで

あらうが、實際はかゝる結果になつてゐるのである。第一に不法監禁を無くし、第二に補償額決定に際し事實に適應したる裁量を加へる注意が必要であると思ふ。例へば日額に手加減を加ふる如きもその一法ではなからうか。

横濱事件の如きは事件發生の爲、根柢的に名譽を毀損せられ、或は廢人となり或は營業が出來無くなり或は職に離れ或は辯護費記録印刷費等無用の失費を要し、或は滿三年半の長時日を本事件に没頭して心身を勞し、或は夫れが爲に將來再び職に就くを得ざる状態に置かれてゐる等、實際上の損害は刑事補償法第五條に定むる「勾留ニ因ル補償ニ於テハ勾引狀又ハ勾留狀執行後ノ拘禁日數ニ對シテ一日五圓以内ノ補償金ヲ交付ス」と云ふやうなことにて、到底償はれ得べきものではない。

此頃(昭和十三年六月)聞く所に依れば元の被告相互間に民事賠償の訴訟が起つてゐるとの事である。夫れは、相手方が無實の自供を爲したる爲に非常なる迷惑を受け名譽を毀損せられたから、其損害を賠償せよと云ふのである。是も一應の理窟はあらう。併し此見方も全く局部的であつて、全體の眞相を擱んでゐない。今回の事件は被告全部が被害者で、加害者は檢察當局である。此一語に盡きてゐる。被害者相互間に於ける自供の前後、有無などの論は抑々末である。

## 追 加

本項印刷中昭和十三年七月八日付を以て、本件に關する刑事補償決定せられ、補償法による請求



者七十七名に對し無實自供の有無に拘らず、全部が補償さるゝ事に決定された。總額參萬四千八百六拾圓の巨額に上り、さきに城ヶ島事件に對し貳萬餘圓の補償と共に、國家の名の下に成されたる痛恨事の最後の結末を告げたのである。爰に至つて更に昭和八、九年頃の横濱地方檢察陣が如何に盲目的暴威を逞ふし、國家國民を毒せしかを、國家の名に於て烙印されたのであります。私に對する決定書は次の通りである。

決定

本籍並住居

横濱市神奈川區篠原町二千百番地

無職

補償請求人

永田兵三郎

當六十年

右ノ者刑事補償法ニ依ル補償請求ヲ爲シタルニ因リ當裁判所ハ檢事ノ意見ヲ聽キ決定スルコト左ノ如シ

主文

補償請求人に金九百四拾五圓を交付す

理由

本件請求ノ要旨ハ請求人ハ同人ニ對スル瀆職被告事件ニ付昭和十三年二月七日横濱地方裁判所第二刑事部ニ於テ無罪ノ言渡ヲ受ケ該判決ハ同月十四日確定シタルトコロ請求人ハ先ニ右事件ニ關シ昭和九年十一月九日以降昭和十年五月十六日迄引續キ百八十九日間勾留セラレタルヲ以テ之ニ對スル補償ヲ求ムル爲本請求ニ及ビタリト謂フニ在リ

仍テ案ズルニ右被告事件ノ記録ニ依レバ請求人ガ同人ニ對スル瀆職被告事件ニ付昭和十三年二月七日横濱地方裁判所第二刑事部ニ於テ無罪ノ言渡ヲ受ケ該判決ガ同月十四日確定シタルコト及同人ガ右事件ニ關シ強制處分ニ附セラレ昭和九年十一月九日同裁判所豫審判事ノ勾留狀ノ執行ヲ受ケ爾來昭和十年五月十六日保釋決定ニ依リ釋放セララル迄引續キ百八十九日間勾留セラレタルコト明ナルヲ以テ右勾留並被告事件ノ起訴及公判ニ付スル處分ガ請求人ノ故意又ハ重大ナル過失ニ因ル行爲ニ原由スルモノナルコトヲ認ムルニ由ナキ本件ニ於テハ補償ノ請求ハ之ヲ理由アルモノトシ其勾留日數ニ應ジ相當ノ補償ヲ爲スベキモノト謂ハザルベカラズ、仍テ當裁判所ハ右被告事件ノ記録ニ徵シ認メ得ベキ請求人ノ社會上ノ地位職業資産狀態其ノ他諸般ノ事情ヲ斟酌シ請求人ニ對シ其ノ勾留日數百八十九日ニ付一日金五圓ノ割合ヲ以テ計算シタル金九百四拾五圓ヲ補償トシテ交付スルヲ相當ト認メ刑事補償法第十條第一項第二項前段ニ則リ主文ノ如ク決定ス

昭和十三年七月八日



横濱地方裁判所第二刑事部

裁判長

判事 中島民治  
判事 關水正夫  
判事 協屋壽夫

註。此決定文は自供の有無にかゝはらず、請求者全部に對し同文で唯、日數金額に相違あるのみである。以て如何に暴逆の限りを盡したる事件なりしかを見るべきである。

一〇 横濱事件(甲)と帝人事件(乙)

世間ではよく此二件を並べ稱する。併し其内容は可なり相違してゐる。

甲は事實の根據無き空中樓閣であつたが、乙は兎も角其處に株の賣買や、献金などの事實があつた。甲は約五百件に近い個々別々の事件の集合であり、乙は中心が一つの事件であつた。甲には恐るべき極端なる拷問が數限りなく行はれたが、乙には直接の拷問は殆んどなかつた。甲は地方的の事件であり、乙は中央一流の人物揃ひで、従つて政治的に大きな關係を持つた。而して檢擧の動機には二者互に相通するものがある。

數年來我國民の一部には一種の強烈なる思想が流れてゐる。其思想の下に、軍人の動いたのが五、一五事件となり、二二、二六事件となり、檢察當局が動いたのが帝人事件となり、横濱事件となつて

實現化した。私は大局的にかう考へてゐるのである。併し乍ら更に是を凝視すると、其處に又根本的の相違點を發見する。それは事の善惡は問題外として、軍人の方は一身を投げ出して事に當つてゐる。故に一つの犯すべからざる崇高なる輝きがある。之に反し、檢察當局の方は全然責任を執らうとしない、これは誠に唾棄すべき事であつて、兩者の間に雲泥の相違あることが認められる。

一一 無實自白の心裡

最近頻發した數々の刑事事件に無實の自白が非常に多いことは注目すべきことである。自供は有力なる證據、或は絶對的のものとして、被告に極て不利益なものであることは云ふ迄もない。此不利益を知悉して、無實の自供が頻々に行はれ、而も教育の程度、地位の高下を問はず行はれてゐる最近の著名な實例は帝人事件である。被告の地位、閱歴から云つて最上級の人許りであるが、殆んど全部の被告が降参して自供してゐる。我が横濱事件に於ても百數十名の多數の人々が参つたのであり、過日九十餘名免訴になつた神奈川縣下放火事件の被告も殆んど全部が自供した形式になつてゐる。而して其自供が總て無實のことであつたことが、公判々決に依り既に明瞭となつてゐるのである。爰に考へさせられる内容があると思ふ。

或人は、死すとも無實を自供すべきではない。自供するのは意思が弱いからだ、臍甲斐ない爲だ



唾棄すべき人間だと一途に罵つて、文天祥とか天屋利兵衛を對照に論じてゐる。併し、私は此論者の社會觀が餘りにも單純に過ぎると思ふのである。若し宗教的に絶對無我の境地に想を馳せて、純眞なる理論に衝き進むならば、總てを超越して所信を貫く、然らずんば死あるのみ、と云ふ理論にもなるが、かゝる論を複雑極まる此實社會の實相にあてはめ様とすることは無理である。

要は、檢事及司法警察官が適法に公務を行つてゐるか否かに分岐點がある。適法に行動されてゐるものならば、私は寧ろ前掲の理想論に賛成するものである。併し多くの被告が其の體驗を語る如くに、檢事及司法警察官の行動が全く非法的で、極端なる無警察行爲を敢てしてゐるものとすれば、其暴力と闘つて廢人となり一命を棄てることが、今日の世に處する唯一の途であらうか、疑なきを得ない。例へば滿洲で匪賊に捕はれた場合はあらゆる方法を盡して一命を救ふべきで、徒に抗争して死することは全くの犬死に等しい。或又、狂人の刃に向つて之と闘ひ傷を負ひ殺害されては何の取柄があらうか。明るみに出れば、秩序整然たる昭和の聖代が現存するのである。唯囚れの間、のみ筆紙に盡し難き無警察の世界があるとすれば考へざるを得ない。勸進帳を読まざれば安宅の關は通れないと云ふ社會の實情も一面察しなければならぬ。

約言すれば、檢察の實際方法に非常なる缺陷があつて、今日の無實自供の頻發となつてゐるのである。當局者の猛省を要求せざるを得ない所である。

## 一一 法と其運用

私は土木技術者で。法律に對しては全く門外漢である。此門外漢が今回の事件を通して、法と其運用に對する感想を少しく述べて見たい。

帝國憲法第二十三條 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問處罰ヲ受クルコトナシ

横濱事件で被告となつた者約百名、被告とならなかつた者數十名は、警察署に喚問せられ、其中拘留せられた者は短きも二、三日、長きは十數日、市井無頼の徒と同室に監禁され、其間極度の拷問を受けたのであるが、これは如何なる法律に依つてゐるのか。

行政執行法第一條 當該行政官廳ハ泥酔者瘋癲者自殺ヲ企ツル者其他救護ヲ要スト認ムル者ニ對

シ必要ナル檢束ヲ加ヘ戒錮、兇器其他危險ノ虞レアル物件ノ假領置ヲ爲スコトヲ得暴行、闘争

其他公安ヲ害スル虞アル者ニ對シ之ヲ豫防スル爲必要ナルトキ亦同シ

前項ノ檢束ハ翌日ノ日没後ニ至ルコトヲ得ス (以下條文略)

早朝刑事巡查が自宅に来て、「警察で聞きたい事があるから」と云つて連れて行く。之は法律上の根據がないから、任意出頭の形式と呼ばれてゐる。而して其留置せられた者は、行政執行法に定むる所の「自殺ヲ企ツル者」として檢束したと云ふのである。其日迄實社會に活動を続け、熱心に業



務に勉勵して居た者であり、且任意出頭して來た者が、しかも百餘名悉く自殺を企つる者と、當該行政官廳(警察署長)が認定して保護又は救護したと云ふのである。而して檢事は警察署へ出張してこの「自殺を企つる者」を悉く犯罪嫌疑者として取調べを行つて居る。其何故なるかを公判廷で立會檢事に詰問すると、夫れは警察署長の權限で檢束したのであるから、檢事は知らぬと云ふのである。これが今日我々に適用せられた法の運用である。

被檢束者中一人も「翌日の日没前」に釋放せられた者はない。或は書類の上で日々更新の手續きをしてゐるのであらうとの風説を聞くのであるが、本人は依然として留置場内に居るのである。之は法の明文と全く相容れないものであつて、警察署が天下御免で不法監禁を敢てしてゐるのである。

此檢束中に於て慘鼻を極むる拷問が連續行はれたのであるが、此點に關しては初め「拷問は行つて居ない」との説明であつたが、遂に蔽ふことが出来なくなつて、立會檢事交迭後に於て「警察官中に不法行為のあつた事を遺憾とする」旨公判廷に表明したのである。

**刑事訴訟法第二百五十四條 捜査ニ付テハ其目的ヲ達スル爲必要ナル取調ヲ爲スコトヲ得但シ處分ハ別段ノ規定アル場合ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス** (以下條文略)

檢事局に於ては暴行、威嚇、罵詈、誘導、嘘言等あらゆる方法に依つて自白を強要し、自白以外に何等の物的證據を求めなかつた。元來無根の事實であるから、物的證據を求めやうとしても求め能

はなかつたのである。そこで自白を唯一無二の證據とする爲無理な強要が行はれたのである。「召喚せられても説明すれば判る」と確信して居た私も、初めから犯罪者と斷定せられ、犯罪を肯定せよとのみ強要せらるゝのであつて、こちらの辯解は一切聞いて呉れない。彼の五、一五事件の時犬養首相は「話せば判る」と云はれたが、襲撃した軍人は「問答無用」と叫んだ。此問答無用が檢事の我々に對する態度であつた。「話せば判る」と云ふのは我々の常識であるが、我々の常識は檢事に通用せぬ。斯くして首相は慘殺され、我々は生きながら殺されたのである。法文に「取調ヲ爲スコトヲ得」とあるのは、このやうな強壓を加へよと云ふ意味なのであらうか。但書に據ると「強制ノ處分ハ別段ノ規定アル場合ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス」とあつて、其別段の規定とは第二百五十五條である。

**刑事訴訟法第二百五十五條 檢事捜査ヲ爲スニ付強制ノ處分ヲ必要トスルトキハ公訴提起前ト雖モ押收、捜索、檢査及被疑者ノ勾留、被疑者若ハ證人ノ訊問又ハ鑑定ノ處分ヲ其ノ所屬地方裁判所ノ豫審判事又ハ所屬區裁判所ノ判事ニ請求スルコトヲ得** (以下條文略)

此法文に據れば、檢事が被疑者を訊問することは原則として許されてゐないのである。訊問は豫審判事がする事になつて居る。「取調」と「訊問」との區別は何邊にあるのか法文上の解釋は判らないが、まさか「取調」とは前記の如き暴力を意味するものとは思はれない。起訴になつて豫審に附せら



れてからも度々検事局に引出されて検事の取調を受けるのであるが、事件否定の陳述や、被告の利益となるべき事實の陳述は殆んど検事聴取書に記録して貰へない。中には豫審に附せられた後四十六回も検事の取調を受けてゐる者もある。起訴になる迄は「被疑者」起訴後は「被告人」と法文上其名稱に區別がある。検事は「被疑者」を取調べることは出来ても、豫審に附せられた「被告人」を取調べることは法律上許されない立前のやうに思ふ。又實際から考へても、自信を以て起訴したも物ならば、何の必要があつて起訴後度々取調べて自白を強要するものであらう。其間、検事が匙を投げるか、被告が精魂盡きて自暴自棄の状態となり、検事の強要に降伏し、其意に迎合せんとする「諦め」の心境に達する迄は、豫審の取調は少しも進行しないで待つてゐるのである。豫審で否定するとそれが直ちに検事局に判つて、其翌日からは引續き何回でも検事局へ引出され、再び自白強要が續けらるゝのが事實であつた。

刑事訴訟法第二百五十三條 捜査ニ付テハ秘密ヲ保チ被疑者其他ノ者ノ名譽ヲ毀損セサルコトニ

注意スヘシ

今回の事件の進行は全く新聞に指導されて居るが如き感があつた。甚だしきは次に拘引せらるゝ者の姓名が數日前の新聞に掲載せられる。之に依つて、其人は既に生ける屍となつて役所勤めをしてゐた。それから二、三日すると必ず見かれる。田邊良忠氏の如きは拘引の前日に肖像入の號外が

發行されたと云ふ奇怪事があつた。而かも、記事中には各人の罪狀が詳記せられ、又は取調自白の内容迄も一々記載されたのであつた。これは法の精神に反すること甚だしきものであつて、本條は全く空文になつてゐる。検事は新聞紙法に定むる記事の差止め權を有し、他方本條に依つて被疑者の名譽保持に對する注意義務を負ふてゐる、検事が法律を知らぬと云ふ筈はない。知つて違法せざるは何故であらう。記事の内容から之を觀ると、當局が洩すに非ざれば如何に慧敏なる新聞記者と雖も知るを得ざる如き材料が連日報道せられて行つたのである。されば當局は、寧ろ私心の誇りを満足するため、或は事件を社會的に事實化せんがため、記事を指導、喧傳してゐたのであらう、この社會の疑惑を受けたのであつた。

第三百三十四條 被告人ニ對シテハ被告事件ヲ告ケ其ノ事件ニ付陳述スヘキコトアリヤ否ヲ問フヘシ

第三百三十五條 被告人ニ對シテハ丁寧深切ヲ旨トシ其ノ利益トナルヘキ事實ヲ陳述スル機會ヲ與フヘシ

第二百九十五條 豫審ハ被告事件ヲ公判ニ附スヘキカ否カラ決スル爲必要ナル事項ヲ取調フルヲ以テ其ノ目的トス (以下條文略)

豫審は獨立の立場に於て、検事の起訴事實に就き公判に附すべきや否を取調ぶる權限と責任とを



有することは右の條文に依つて明である。従つて、檢事には訊問權がないが、豫審判事にはそれがあ  
 る。即ち被告人の訊問は、主として、被告人をして公訴事實に對する辯解を爲さしむるを目的と  
 し、徒に公訴事實の自認を強要すべきではない。然るに、本事件の實情に徴すれば、豫審に於ては  
 檢事聽取書に符合する陳述を得る事に腐心して調書を作つたのである。例へば、被告が「檢事  
 に述べたことを否認して判事に叱責さる」と刑務所の公簿たる處遇表に明記せられてゐる。處遇表  
 とは、刑務所から豫審廷へ被告人に附添つて來た看守が訊問の模様を記載報告する刑務所の公簿で  
 ある。これでは法文に言ふが如き「利益となるべき事實を陳述する機會を與へられて居ない。而も  
 豫審判事はそれ以上訊問を進めないで、其否認は直に檢事局へ通ぜられて、被告は爾後再び檢事廷  
 に引出され、執拗なる追及威迫を受けるのである。或被告が其處で又檢事に抗するを得ず、力盡き  
 て、犯罪事實を豫審で認むる豫審判事宛の上申書を認めさせられ、檢事はこの上申書に「今晚尙説  
 諭して來ますから順番に入れて御進行願ひます、豫審判事殿」と附箋し、之に竹上檢事が捺印して  
 豫審判事に廻附してゐる。其書面が附箋のまゝ記録の中に綴られてゐるのを我々は發見したのであ  
 る。斯くしてこの被告は、其後檢事調書の通り、豫審調書の記載が始められてゐるのである。これ  
 では豫審は檢事局の延長であり、豫審判事は檢事の傀儡に過ぎず、豫審たるの存在理由は全くなく  
 なつて居る。

豫審が獨立して檢事の起訴事實を取調べたならば、今回の如き出鱈目事件は直に其真相を觀破し  
 得られるのであるが、其處に少しも真相究明の良心が働かず、法の精神に立脚した取調べが行はれ  
 てゐないのである。この事實は續々として公判審理で暴露したのである。天長節、日曜日、或は當  
 人の缺勤日に役所で贈收賄が行はれたと作られてあつた事件が可なり多い。當時若し豫審判事が出  
 勤簿を取寄せて調べるだけの親切があつたならば、被告の出鱈目は直ちに判明する筈であるが、か  
 らる一舉手一投足の勞さへも被告の利益のためには費すことなくして、唯檢事聽取書の通り豫審記  
 録に謄寫することのみ努めてゐたのである。これでも「丁寧深切」と云へるであらうか。

刑事訴訟法第二百九十六條 豫審ニ於テハ取調ノ秘密ヲ保チ被告人其他ノ者ノ名譽ヲ毀損セサル  
 コトニ注意スヘシ

公訴事實に對する豫審に於ける否認は直に檢事に通報せられてゐる。是でも豫審取調の秘密が保  
 たれたと云ひ得るであらうか。

## 刑事訴訟法

第四百十四條 搜索ニ付テハ秘密ヲ保チ且搜索ヲ受クル者ノ名譽ヲ毀損セサルコトニ注意スヘシ  
 第四百五十八條 檢事、被告人又ハ辯護人ハ押収又ハ搜索ニ立會フコトヲ得但シ拘禁セラレタル被  
 告人ハ此限ニ在ラス (以下條文略)



本人を警察又は検事局に連行して置いて、其直後家宅搜索が行はれる。豫審判事、検事、書記、警察官等が七、八人自動車に乗付けてドヤ／＼と這入て来る。だから近隣の人々には直に之が判つて、次から次へ宣傳せられ、爾後は一般世間から家族が白眼視せられる。又其日の夕刊には必ず其状況が報道せられ、一般社會から其者の名譽と信用とは無くなつてしまふ。これでも豫審判事は法文に命ぜられた注意義務を全うしたと云へるであらうか。而して搜索の實際は、豫審判事は唯坐つてゐるのみで一向動かさず、主として、検事が抽斗しを引抜いたり、書類を引繰り返したりして綿密なる搜索をする。是では搜索は検事が主で、豫審判事が立會つてゐることとなり、法文と實際とは全然逆である。又法文には、「被告ハ搜索ニ立會フコトヲ得、」とあるも、本人は警察又は検事局へ連行せられてゐるのであるから之に立會ふことは不可能なる状態に置かれてゐる。斯くの如く法は檢事に逆用せられて、被告の利益や名譽は全然蹂躪せられてゐるのである。

豫審判事と云ふものはこれ程其職責を没却して検事の頤使に甘んじて居るのである。近來豫審判事無用論のあるのも無理ではない。

**刑事訴訟法第一百十六條 保釋ノ請求アリタルトキハ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ爲スヘシ**（以下條文略）

此「檢事ノ意見ヲ聽キ」と云ふ字句は、檢事の同意がなければ保釋の恩典に浴することは出来ぬの

だと勾禁中、私は檢事に説明せられて一言なかつたのである。檢事の意に従つて無根の事實を自認せねば絶対に保釋にならぬものと信ぜしめられた。併し、保釋後聽て見ると、保釋の許否は豫審判事が決定するのであつて、檢事の意見は聽くが必ずしも同意を要するのではないと云ふことを知つた。檢事はこの字句を悪用欺瞞して被告を威嚇したのである。

**刑法 第六十九條 法律ニ依リ宣誓シタル證人虚偽ノ陳述ヲ爲シタルトキハ三月以上十年以下ノ微役ニ處ス**

**刑事訴訟法第二百六十九條第二項**

**官吏又ハ公吏其職ヲ行フニ因リ犯罪アリト思料スルトキハ告發ヲ爲スヘシ**

拷問を爲したる警察官が公判廷に喚問せられ、彼等は宣誓したる後裁判長に對し「拷問は致しませぬ」と答へたのであるが、拷問事實は其後東京控訴院檢事の調査に依つて確認せられ、公判に於て立會檢事より「拷問事實ありたる事を遺憾とする」旨表明せられたので、右警察官の證言は明かに偽證罪に該當することになつた。併し何人も之を告發しやうとはせず、又檢事も公訴を提起しやうとしない。法廷の宣誓を官吏自ら蹂躪したるこの重大なる偽證罪を、何故に當局は適法に取扱はないのであらう。檢事が提起したる公訴の維持に都合が悪いからと言つて、棄て、顧みないのであらば、其白々しき態度は全然國家機關としての威信を泥土に委するものである。



更に又本事件檢舉の主任者であつた竹上検事が、立會検事として法廷に於て「拷問の事實無し」と斷言した事も全く嘘言であつて、神聖なる法廷を瞞着し去らんとせし醜態を暴露したのである。

今日、司法當局に對し、世論囂々、司法制度の改正が度々論議せられてゐるが、以上法律運用の實際に徴して私の思ふ所を卒直に言はせて貰ひたい。

一、**檢察當局ハ宜シク法律ヲ遵守ス可シ**

正に此一言に盡きる。現行法を當局自身が忠實に遵守して呉れるならば、今日の國民の不平は全部解消するのである。遵法週間の如きは是を國民に對して提唱する前に、特に、今日の檢察當局先づ自ら之を勵行すべきである。斷じて現行法制が悪いのではない。檢察當局自らが國法を蹂躪してかゝるから、幾多大きな理不盡な事件が簇出するのである。要は、法に非ず之を運用する當局に其人を得ないからである。法治國の當局としての三思を望む。

二、**檢察當局ノ非違ヲ糾斷スル別途ノ機關方法ヲ設クベシ**

如何に法律制度を完成するも、今日の如く、之を運用する者自身が遵守しないのでは、それは全く死物に過ぎない。檢察當局仲間同志で其の非違を糾斷せよと云つても、實行が出来ない。此點が今日司法當局全體に對して惡評のある唯一の根源である。帝國議會に於ける論議の外檢察當局には怖いものなしの現状である。檢察當局も人間である以上、永年の中には習性となつて心得違ひを爲

す者又無しとしない。その非違を今日の制度では同じ職にある者が檢察することになつて居る。此場合検事一體の原則の下に、子が親を、親が子を、罰するに忍びぬと云ふが如き私情が強く働いて、嚴肅に國法が運用せられない恨みが多分にある。是人情ではあるが、公私を混同する怖るべき罪惡である。檢察の百弊皆爰に源を發してゐる。單的に言へば、檢察陣自體は國法の圈外に立つてゐる。此點を匡正するに足る機關を設くる事が邦家の爲緊急の要事と思考する。敢て識者の一考を切望する次第である。



# 勾 禁 生 活

一、召喚入獄	四二五
二、獨房	四二二
三、出廷	四二三
四、運動	四二五
五、入浴	四二六
六、書信	四二七
七、孤獨感	四二八
八、食事	四二九
九、書物	四三〇
一〇、自殺防止	四三一
一一、音	四三二

## 一 召喚入獄

昭和九年十一月九日朝七時過ぎ、刑事二名、余の自宅に來り、検事局へ連行を求めた。余は數日來各新聞によつて凡そ今日あるを覺悟してゐたのである。早速用意を整へ、市長宛の手紙を認め、妻には一言、「最大の試練を受ける」と、言ひ残して家を出た。

検事局の入口には多くの新聞記者が網を張つてゐた。余の現はるゝを見るや、一齊に前後よりブラッシュを浴せる。導かれて、とある一室に入り待つこと多時、廳で初めて堀検事の取調を受けた。曰く「收賄の證據歴然たるものがあるので召喚した、速に自供せよ」と。余の否定を聞かすして、検事は前言を繰返すのみである。こゝでは當時電氣局出入の主なる商人名や、施行した重要な工事名五、六を列記した聴取書が作成せられて豫審に廻された。

午後豫審廷に呼び出されて、田邊豫審判事の訊問を受け、爰に初めて、検事聴取書に書かれた商人等より收賄したと云ふ、具體的嫌疑事項を知つた。素より夢想だもしない不可思議なる事項である。否定を繰り返したが聴き容れられない。暮靄蒼然たる中を、朝來附添の刑事に護られて笹下町の横濱刑務所に送られ、ダントの所謂「此門に入るものは總ての希望を捨つべし」の門を潜つたのである。



更衣所に着く。暗い電燈が二つ、淡い光を投げてゐる。うす汚い土間、裏長屋の片隅のやうな處である。白衣の係員二名が、小盜五、六を全部裸にし官給の獄衣に着替へさせ、豚の如く奥に通ずる廊下の方へ追ひやつてゐる。やがて余の順番となるや、先づ大喝一聲、不遜の態度を叱られた。思へば余は羽織、袴、二重マントの盛装にて如何にも此部屋にはふさはしからぬいでたちである。これが係員の眼には最大級の不屈者と映じたのであらう。訊ねらるゝ儘に、戸籍、住所、親族などを述べ終ると所持品は全部此所に取り去られたが、唯着衣のみは其の儘許されて、官給品との着替へは免れた。怪しげなる草履と編笠とを與へられて事務所に行く。いかめしき看守長の前である。こゝで獄則を守るべき旨を言ひ渡され、更に長い廊下を傳ひ、鐵扉を抜け、一舎階下八號室と云ふ獨房に閉じ込められた。時は午後七時とおぼしき頃であつた。斯くして余の百八十九日間の獄舎生活は始まつたのである。某氏の特別の配慮による差入辨當に夕食を濟し、獨坐、沈思、還境の激變に、萬感、亂雲の如く去來交錯する。八時臥床の命あり、幸ひ差入の寢具到着してふしどに入つた。これにて被服、食事、寢具は悉く官給によらずして起居するを得、此場合に於ける最上の慰安であつた。

## 二 獨 房

余の獨房は五尺五寸に九尺位の廣さである。縁無し疊が二枚と、入口の方に一尺幅の板一枚が敷かれてある。奥の方には水便所と洗面設備とがあり、これには水道栓が取り附けられてゐる。便器に腰を掛くれば洗面設備は机として使へるやうになつてゐる。便器、洗面設備の他の片隅は三尺角の板間で、これは寢具の置場である。内廊下に面する入口の開き戸には外から室内を看視の出来る小窓と、食餌差入口の穴がある。奥の壁には三尺に四尺位の所謂鐵窓が設けられ中庭に面してゐる。天井は高く、兩側は白亜の壁、光線は充分、日當りよく、ルンペンなどには上等のアパートである。備品は食器箱、中には皿二枚、茶碗一、汁鉢一、外にはバケツ一、塵拂一、塵取一、雑巾二あり、入口の左方に押釦があり、何かの用事の時に擔當看守を呼ぶ信號に通じてゐる。

## 三 出 廷

收容の翌日、出廷との達示があつて、羽織、袴の装束で獨房を出やうとすると、係員が毛布を一枚持つて行くと云ふ、注意に従つて毛布を抱え、編笠を冠つて廊下に出る。更に鐵扉をくゞつて外廊下に出ると其處には十名位、同じ運命の人が壁に面して立つてゐる。何れも編笠を冠つてゐるか誰れであるかは全く判らない。やがて輸送係が各人の番號を呼んで點檢する。余は二〇六番であつた。其時の返辭、單に「ハイ」と云ふ一語であるが、其の音調、聲色に依つて、誰れであるかどほ



と知れる。爰で初めて手錠を嵌められた。此時の感想！ 悲憤痛恨の氣持は一生忘るゝことは出来ない。誠に情けない姿である。順次に輸送車に乗る。車中、甲被告と乙被告との間には必ず看守が座を占め、さもなくば事件に全く關係なき他の被告を其の間に置く。余の如きは車内に區切りある獨房に度々乗せられた。かくて、徹頭徹尾孤獨に置き互に相通謀することを嚴戒してゐる。此の輸送車に揺られて約拾杆の距離を裁判所に着くと、建物の下層に設備されてゐる拘置場の獨房に入れられて手錠を解かれるのである。

此の下層の獨房こそ實に陰慘を極めたものである。收容せらるゝ房は日に依つて異なる。各房多少の廣狹はあるが、余の容れられたるは廣き方にて壹坪位、狭きは半坪位、煉瓦造で入口には頑丈な鐵扉がある。光線の全く入らぬ室あり、會々淡光の射す室でも辛うじて雜誌を読み得る程度である。床はコルクで蘆一枚が敷いてある。爰に初めて携へて來た毛布の効用が判つた。則ちこれを疊んで其上に端坐するのである。此半ば暗黒の室に、朝の九時頃より夜の七、八時、遅きは十一時頃迄も押し込めて置く。檢事の部屋に引出されるのは大抵其日の夕方又は夜であつた。其往復は又手錠を嵌められ、曳繩で曳かれる。檢事には慘々に攻め惱まされ抜て又此房に返されるのである。この長時間を此所に置かれることは非常なる苦痛で、とても時間が長くて容易に一日が暮れて行かぬ。嚴冬にも勿論火氣はなく、人間としてでなく、物としての取扱である。暴力による拷問は固より苦し

い事ではあるが、それにも劣らぬ苦痛を感じる。是れに比較すると、刑務所の獨房は全く自分の家庭のやうな氣がするのである。斯くして、夜遅く又手錠を嵌められて刑務所に送り歸され、一日の課程が終ることになる。時により、人によつては、連日此出廷を命ぜられ、非常な苦難に晒されたのである。甚だしきは刑務所から此所に引出して置いて、少しも取調べなくして送り返へされる事も度々ある。手を觸れざる拷問とは之を云ふのであらう。

#### 四 運 動

獨房生活の中で、苦しい事の一つは運動の出來ぬことである。我々の如く、日々活動して居たものが二疊敷に押し込められては全く健康を害する。色々工夫をして見た、狭い室内を回轉歩行を試みたが、方向變換が多過ぎて目舞がしさうになる。結局、前進後退運動が比較的永く續くのである。動物園でよく見る白熊の動作が全く止むを得ざる自然の考案であることを悟つた。晴天の日には一日一回十五分か二十分間、内庭の運動場に出して呉れる。運動場とは云ふが、區切られたる小房に別々に入れられるのである。この運動場は全體が半圓形に造られて、十室程に區分してある、恰も密柑を横切りにした各房の形である。全體の中心の位置に、係員が立つて居て、全房を一眸の中に看視して居る。各房の長さは十米位、外邊で三米、看視員の處で一米位の廣さがあり、屋根は



無い、隣房との界は、高さ二米位の壁があつて、誰れが居るのかお互に判らぬ。我々は部屋から出て青空を眺め得ることは無上の樂みであるが、時間が短いので、愚圖々々すれば運動にならぬ。だから此所に容れられると直ちに編笠を取り去り、尻からげをして走るのである。狭い室内とは違つて何程か走れる。走れば十分二十分位の短時間でも、運動をした気持ちになれるので、これが最上の慰安であつた。

### 五 入 浴

入浴は一週に一回位出來た。是れも各人別々の浴房で、絶對孤獨が維持される、與へられる時間が短いから浴房に入れば總ての動作が競技にでも出たやうな忙しさである。時に湯加減の悪いのは全く閉口する。加減をしてゐる間に退場の鈴が鳴るのだから、温る暇がない。私は永年の間毎夜寝に就く直前に入浴する習慣で、何かの都合で遅く歸つても必ず入浴するので、家人には誠に氣の毒な用務の一つであつた。それが一週に一回位、しかも多くは午前九、十時頃の入浴である。寒い間は風邪に冒さるゝであらうことが非常に心配であつた。が此所での浴後は例の二疊敷に閉じ籠つてゐるのであるから、浮世の風に當らない、一回も風邪に罹からずして済んだのは、是亦自然の調節とでも云ふべきか。若し拘禁中病氣にでもなれば、それは慘澹たる苦痛を重ねる事となる。

### 六 書 信

通信は初めの間は一週に一回位、後には三日に一回位、封緘葉書一枚に限り書くことを許された。自分の欲する時、自分の思ふ先々へ同時に數通の手紙を書く自由はない。書信認め所も亦各人別々の房である。書いた手紙が市内にある自宅に届くまでには凡そ一週間位を要する。何か用務を家人に告げて、其返信を得るには早くも二週間、ともすれば二十日位かゝる。來往信共嚴重なる監査を受ける、夫れは検事や豫審判事が其書信の内容に依りて本人の心的動向を察して事件の檢察に資し、殊に、公訴事件に關する外部との交渉を嚴戒するが爲であらう。私は關東大震災の當時「ベルリン」に居た、驚いて當時京都の自宅に安否を問ふ電報を出したが、五日後には返電を得た。然るにこゝでは十五日乃至二十日を要するから、ベルリンの三倍か四倍の距離に當るのであつて、到底地球上の存在ではない、全く十萬億土に在るの感がする。往信回數は制限されるが、來信數には制限がない。但し「貴下の青天白日を信する」と云ふやうな慰安又は激勵の文言あるものは、不許可になつて在檻中は本人の手に渡らない。唯一葉の手紙、片言隻語の端書でも、獨房に在る身には無上の慰安である。それは兎も角世間と交渉があると云ふ感が、非常な心強さと清新な氣持とを與ふるからである。差入物に友人知己の名のあるのも嬉しいが、度々手紙を呉れた人には一層の感謝を捧げる。



## 七 孤 獨 感

社會と全然絶縁したる孤獨感ほど深刻なものはない。殊に、無實の難題を吹きかけられて、強大なる壓力の下に、明けても暮れても獨りで、知己、朋友、親族からも見放されたる心地がする。唯一人の相談相手もない。絶対に話をさせないのだから、一ヶ月位すると聲が出なくなる。咽喉の聲帯に異状を來たすのであらう。覺えない事件であるから、全く五里霧中で、對處すべき法律上の智識もなし、唯單に當局まかせの消極一點張りである。獨坐冥想すれば、事件、家庭、社會と想ひは際限もなく回轉する。

圍碁も撞球も釣も繪筆もなき今は獨り沈みて物想ふなり。

余の收檻中、初めと終りの頃は度々「出廷」したが、中間は昭和九年十二月十九日から十年四月六日に至るまで百數十日の間に、唯一回呼出された丈けである。その他は二疊の獨房に孤坐して夜の明け日の暮れ行くに任せた。併も今後何日まで之が續くのか見當が付かぬ。否認すれば一年でも二年でも棄て置くのだと檢事は常に豪語する。無聊、寂寥、恰も俊寛の島流しのやうなものである。若し少しでも自ら事を急ぐ氣持になれば、檢事の思ふ壺に陥つてしまふ。病氣とか家庭の事情とか何か他に不安焦心の原因があつたならば、とても辛棒の出来るものではない。一日の日が如何にも

永い、容易に明け、容易に暮れて行かぬ。日々壁に移り行く日影を記して大體の時計を作つて見た。フアンローンと云ふ歴史家の「人間の歴史」と云ふ書物に記されてゐる。

遠く遙けき北の方、スフイトヨードと云ふ所に、一つの大きな岩が聳え立つて居る。高さは百哩幅亦百哩、一千年に一度づゝ小鳥が飛んで來て、その岩で嘴を磨く。斯くすること度重なるにつれその大岩が段々と磨りへらされて、竟には影も形もなくなつてしまふ。その時やつと「永劫」——イターニチーの唯一日が過ぎ去るのである、

永い永い一日である。何時終るか豫定のない未決囚の生活は全く一日千秋を思はしめられる。

## 八 食 事

食事は差入屋が三四軒あつて、辨當は、上、中、下の三種類ある。牛乳、パン、卵の如き特別の注文も出来る。茶、菓子、果物も求め得らるゝ事を、勾禁生活半ばを過ぎた頃に知り得た。私を心配して呉れる多數の人々から、別々に異つた差入屋に辨當の註文をして呉れる。そこで御好意を受ける本人の處では時々品物の混線が起る。腹加減で牛乳、パン等の食餌を註文してゐる際に、他の差入屋から普通の辨當が來て困つた事がある。受ける者が一人なのだから、差入の世話も一人の兵站主任が指圖して、内外意思の疏通の必要があると感じた。差入人の名は其都度知らして呉れる、



爾 思ひがけない人の好意に感泣した事が度々であつた。

録 九書物

書物は可なり豊富に差入が許される。宗教書や、法律書は制限が寛やかだが、娯樂書や思想的のものは相當取捨されるやうであつた。雑誌、キングの如きものも来るが、其記事中苟も時事問題があれば悉く切り取つてある。例へば大阪市長が死んで誰れになつたと云ふやうなこと迄切り取られてある。

余の如きは全く心を平靜に保ち得たと思ふて居ながら、少し理屈のある書物は讀めぬ。頭に入らぬのである。刑務所内で著述をするとか、心的勞作が出来るのは充分に精神修養の積んだ後である。收檻の翌十年二月、余は特に文筆の差入を許されたので、爾後は毎日下手な書、畫を書いて壁間につるし非常なる慰安を得、氣樂に日を送ることが出来るやうになつた。會々看守に書畫を好む者があつて、其人の當番になると必ず先づ余の室に作品の賞翫に来る。このやうなことをしてゐる間は刑務所に在る氣持を忘れてしまふ。後になつて知つたのであるが、この文筆の差入は殆んど前例のない事で、恰度其頃帝人事件の人権蹂躪問題が八釜間敷なつた影響であつたらしい。此小冊子の巻頭に載せた書畫は此の際の作品で、私にとりては思ひ出多い記念品なのである。

一〇 自殺防止

十年二月頃であつたであらうか、獨房備品であるバケツの提げづる、箒の竹柄等を取り去り、ブリキ製の塵取が紙製品に替り、不可解なことが次々に行はれた。夜寝につく時には、晝間締めてゐた帯を外から看守の見える處に整置せよと命ぜられた。これ等は皆自殺豫防の注意であつた事を後に知つた。其頃この事件に連坐した者の中で自殺した者があつたからである。横濱事件では現に四人の自殺者を出し、數人の自殺未遂者があつたのである。狂人になつて今尙快癒しない人もゐる。色々な病因を植附けられた人は無數にある。事件連坐の陰慘なる生活が、肉體的精神的に與ふる苦惱は、口や筆には表現が出来ない。しかもそれが殆んど全部、無辜の良民で、何等犯す所なき者のみであつたと云ふ事實に照し、言ふべからざる恐怖と悲憤の念とを禁ずるを得ない。誠に聖代の出來事とは思はれぬ事實である。

活 生 禁 勾  
夜、獨房には天井高く八燭光がともつてゐる。足を入口の方に、頭を便器に接して寝る。巡視の都度であらう、時々廊下の鐵扉が開閉されて、強く金屬を打つ音が耳を劈く。特別陰慘な獄舎の響である。余は燈火があると却々眠れない習慣で、止むを得ず蒲團を被つて燈光を避け、努めて心を平靜にして僅に微睡を得る。暫くすると脚先をつくものがある、看守だ、顔を出して眠れ！と



雨 云ふのである。とてもやり切れない。これは蒲團にもぐつて自殺した人があつたからなのだ。

一一音

録 獨房は靜である。晝夜を分たす音がない。殊に人聲と云へば、食餌を運ぶ雜役囚に命令する看守の聲許り、其他は例の鐵扉のガチャンと云ふ音が靜寂を破つて心肝を抉ぐるのみである。自室の入口の戸は外からは開閉自在であるが内からは開き得ない。それが夜の定刻になると外から錠をかけられる。その音たるや又實に不愉快、無氣味なもので、手錠をかけられる時とほど同様の感がする。雨の音、風の音、只靜寂を加ふるのみ。雀は毎朝一番早く轉る、鳥は時に聲のみ聞える。湘南電車が一番が尙明け去らぬ曉の空に響いて來る。よくこの一番電車で横須賀方面へ釣に出かけたことを憶ひ出す。昭和九年は佗しくも將に暮れなむとす。曉天の靜けさを破る此の音を聞きつゝ、

墨 烏 賊 も 乗 る ころ な れ や 歳 暮 れ ぬ。

春になると流石に鶯の聲を二、三度聞くを得た。冤を慰めむとする自然の聲か。横濱では鐘が聞えない。菅公は都府樓の鐘に其感懷を寄せられ、私は京都で聴いた數々の鐘を想ひ起して見た。東洋的哀愁を多分に含んで居るが、又殷々として「鐘を離るゝ鐘の聲」はなつかしい思ひ出であつた。

——(終)——

昭和十三年八月二十三日 印刷  
昭和十三年八月二十八日 發行

【非賣品】

横濱市神奈川區篠原町富士塚二、一〇〇番地

著者兼發行者 永田兵三郎

東京市神田區神保町一丁目六十七番地


東洋圖書株式合資會社

印刷者 永田與三郎

雨 雲 録

奥 付







(F)

950.



